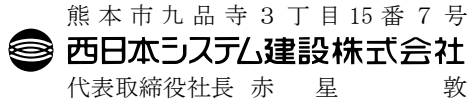


平成18年6月14日

株 主 各 位



## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 熊本市千葉城町4番25号  
ウェルシティ熊本（熊本厚生年金会館） 3階会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  2. 第53期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 第53期利益処分案承認の件
- 第2号議案 第53期役員賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件  
(議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類および議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。)
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第7号議案 退任取締役ならびに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

---

(お願い) 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 第53期 営業報告書

〔平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで〕

第53期営業の概況及び決算につきまして、次のとおりご報告申しあげます。

#### [1] 営業の概況

##### 1. 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が堅調であり、設備投資が増加し、個人消費も緩やかに増えるなど回復基調で推移しましたが、原油価格の高騰や世界情勢の不安要素もあり、先行きに不透明感の強い状況が続いております。

当社関連の情報通信分野では、本格的なブロードバンド時代を迎え、市場は急激に変化しており、IP化の進展に伴い、固定／移動、通信／放送のサービスの融合化と同時にブロードバンド化、ユビキタス化へと急速に進展しております。

また、当社の主たる取引先である西日本電信電話株式会社（NTT西日本）ではブロードバンドの本格展開に向けた基盤確立に努められ、「フレッツ光」や「ひかり電話」の提供エリアの大幅な拡大、新しい割引サービスの導入などに取り組まれております。

このような状況の中、当社は総力をあげて「SYSKENチャレンジ50」の経営戦略のもと、積極的な営業活動を展開するとともに経営の効率化を推進してまいりました。

以上の結果、当期の受注高は260億3千9百万円（前期比96.1%）、完成工事高は262億5千9百万円（前期比105.4%）となりました。

また、利益につきましては売上高の増加により、経常利益は12億8千7百万円（前期比114.8%）、当期純利益は7億2千1百万円（前期比127.0%）となりました。

## 2. 部門別の営業の概要

### (1) 所外系設備工事

当期の受注高は148億6千5百万円で受注先は西日本電信電話株式会社（N T T西日本）であります。

完成工事高は154億3千万円で繰越高は64億3千6百万円となりました。

### (2) 所内系設備工事

当期の受注高は9億8千3百万円で受注先は西日本電信電話株式会社（N T T西日本）であります。

完成工事高は9億3千5百万円で繰越高は2億2千1百万円となりました。

### (3) その他の建設工事

当期の受注高は89億8千1百万円、受注先はN T T関係会社、官公庁及び民間会社などで、その事業内容は通信設備工事、電気、空調の設備工事、C A T V工事、情報通信工事等であります。

完成工事高は86億8千4百万円、繰越高は13億3千3百万円となりました。

### (4) 商品売上

当期の売上高は12億9百万円で主な販売品目は、携帯電話機、O A機器、太陽光発電システム等であります。

## 3. 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

現在、情報通信分野は大変革期に入っており、今や通信はインターネットを中心としたブロードバンド通信時代になりつつあり、今後数年は国のI T化計画「e・J a p a n計画」「u・J a p a n計画」に呼応した超高速の光ファイバー回線上にインターネット技術を使ったI P（インターネットプロトコル）通信が主流になっていくものと思われま

す。こうしたブロードバンド化の進展、固定電話と携帯電話の融合、あるいはドライカッパー利用による直取サービスの出現により、今後も通信事業者間の価格及びサービス競争が熾烈化し、当社企業グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると考えております。

このような企業環境下で、当社は今後いかにして「品質」「稼動」「技術」「価格」面で多様化するお客様の信頼に応えていくかが重要な課題であると認識しております。当社は一昨年創業50年を機に中期経営計画「S Y S K E Nチャレンジ50」を掲げ、仕事の仕組みと意識の変革にチャレンジし、課題克服に向け邁進しているところであり、次のとおりのビジョンを掲げ、

更に経営基盤を強化し、当社の強み、長所を伸ばし、進化する企業集団として、今後ともお客様と株主の皆様のご期待に応えられるべく業績の向上を目指してまいります。

### 経営ビジョン

「創業50年を機にいままでのやり方を脱皮して  
どこにも負けない【SYSKENブランド】を創ろう」

【SYSKENブランド】とは下記のとおり企業価値のことであります。

- Q（クオリティ・品質）…最新の技術力を素早く確保し、どこにも負けない優良でお客様が満足する製品を提供する。
- C（コスト・原価）……徹底した効率化で裏づけされたコストにより収益の最大化を図る。
- D（デリバリー・納期）…納期を遵守することでお客様に迷惑をかけないサービスを提供する。
- M（モラル・倫理）……社内規定の見直しと社員教育によりコンプライアンスを遵守する。
- S（セーフティ・安全）…人身事故・設備事故・交通事故の撲滅を図る。

## 4. 営業成績及び財産の状況の推移

(1) 当期の受注高、完成工事高、繰越高

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 高
所外系設備工事	7,001	14,865	15,430	6,436
所内系設備工事	173	983	935	221
その他の建設工事	1,036	8,981	8,684	1,333
商 品 売 上	—	1,209	1,209	—
合 計	8,211	26,039	26,259	7,992

## (2) 業績の推移

区 分	第50期 平成14年度	第51期 平成15年度	第52期 平成16年度	第53期(当期) 平成17年度
受 注 高(百万円)	20,213	24,482	27,084	26,039
完 成 工 事 高(百万円)	22,159	24,372	24,911	26,259
経 常 利 益(百万円)	140	1,482	1,121	1,287
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	40	△ 977	568	721
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	3.06	△ 75.55	45.20	58.22
純 資 産(百万円)	5,129	4,251	4,674	5,519
1株当たり純資産 (円)	393.34	334.34	377.17	445.49
総 資 産(百万円)	14,650	16,122	17,245	16,652

- (注) 1. 第51期から「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日、法務省令第7号）」による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しておりますので、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は「当期純利益又は当期純損失(△)」、「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」と表示しております。
2. 1株当たりの各数値の計算については、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第51期の経常利益の増加は、完成工事高の増加及び人件費を中心とした固定費削減効果によるものであり、当期純利益の減少は、希望退職者募集に伴う特別退職金の支払い、大量退職に伴う退職給付費用の計上及び会計基準変更時差異の一括費用処理によるものであります。
4. 第53期(当期)につきましては、前記「1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 5. 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は2億9百万円であります。その主なものは、新基幹システムの構築1億1千万円によるものであります。なお、設備資金は自己資金にて賄っております。

## 6. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## [2] 会社の概要 (平成18年3月31日現在)

### 1. 主要な事業内容

当社は建設業法による特定建設業者〔(特-14)第959号〕及び一般建設業者〔(般-14)第959号〕として国土交通大臣許可を受け、電気通信、電気、土木、管工事並びにこれらに関連する事業を行っております。

### 2. 主要な営業所

福岡支社 (福岡市)	福岡アクセスセンタ (福岡市) 長崎アクセスセンタ (西彼杵郡) 伊万里アクセスセンタ (伊万里市) 北九州営業支店 (北九州市) 長崎営業支店 (西彼杵郡) 佐賀営業支店 (佐賀市)
熊本支社 (合志市)	熊本アクセスセンタ (合志市) 別府アクセスセンタ (別府市) 中津アクセスセンタ (中津市) 大分営業支店 (大分市)
鹿児島支社 (鹿児島市)	鹿児島アクセスセンタ (鹿児島市) 鹿屋アクセスセンタ (鹿屋市) 延岡アクセスセンタ (延岡市) 宮崎営業支店 (宮崎市)
東京支社 (東京都)	—
関西支店 (大阪市)	—
沖縄支店 (那覇市)	—

### 3. 株式の状況

発行する株式の総数	48,400,000株
発行済株式の総数	13,100,000株
株主数	1,143名
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
西日本システム建設従業員持株会	999千株	8.13%	—千株	—%
第一生命保険相互会社	981	7.98	—	—
日本生命保険相互会社	905	7.36	—	—
株式会社肥後銀行	600	4.88	1,222	0.50
みずほ信託銀行株式会社	435	3.54	5	0.00
住友生命保険相互会社	403	3.28	—	—
西部電気工業株式会社	281	2.29	489	2.12
株式会社りそな銀行	259	2.11	—	—
石兼雅之	221	1.80	—	—
東京海上日動火災保険株式会社	220	1.79	—	—

#### 自己株式の取得、処分等及び保有

(1) 取得株式

普通株式	4,164株
取得価額の総額	1,483千円

(2) 決算期末における保有株式

普通株式	709,531株
------	----------

### 4. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
609名	増 4名	44.3才	19.2年

(注) 従業員数は当社から子法人等への出向者を含んでおります。

## 5. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西日本電材株式会社	40百万円	100%	電気通信材料・工具の販売並びに通信機器リース
株式会社システムニシツウ	40	100	各種OA機器・システム開発及び販売
明正電設株式会社	25	100	電気通信工事の施工

### (2) 企業結合の成果

(1)の重要な子法人等3社を含む連結子法人等は5社、持分法適用会社は3社であります。当期の連結売上高は303億1千1百万円と前期に比し14億7千4百万円の増収となりました。利益につきましては売上高の増加により、連結経常利益は15億4千9百万円と前期に比し2億5千7百万円の増益となりました。また、連結当期純利益は9億5千1百万円と前期に比し2億6千2百万円の増益となりました。

## 6. 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社肥後銀行	2,000百万円	600千株	4.88%
株式会社りそな銀行	250	259	2.11
第一生命保険相互会社	165	981	7.98



## 7. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代表取締役社長	赤 星 敦	
常 務 取 締 役	柴 野 泰	NTT本部長（兼）NTT営業部長（兼）施工本部長（兼）安全品質管理本部長
常 務 取 締 役	挟 間 規	経営管理本部長（兼）人事部長
取 締 役	太 田 文 則	営業本部長
取 締 役	田 中 征 夫	明正電設(株)代表取締役社長
取 締 役	松 本 和 孝	熊本支社長
取 締 役	森 豊 康	経営管理本部経理部長
取 締 役	板 井 次 男	福岡支社長
取 締 役	荒 井 篤 實	鹿児島支社長
常 勤 監 査 役	長 谷 川 義 郎	
常 勤 監 査 役	服 部 欣 一 郎	
監 査 役	坂 田 光 徳	

- (注) 1. 常勤監査役の長谷川義郎氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の異動
- (1) 取締役荒井篤實氏が、平成17年6月29日開催の第52回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
  - (2) 取締役中村敦志氏は、平成17年6月29日開催の第52回定時株主総会において、退任いたしました。
  - (3) 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選出しております。

## 8. 会計監査人に対する報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
20,500千円
- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
20,500千円
- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額  
20,500千円
- (注) 上記(3)には、会計監査人との監査契約において、商法特例法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

---

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,534,916</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,274,266</b>
現 金 預 金	339,499	支 払 手 形	29,020
受 取 手 形	100,570	工 事 未 払 金	4,126,154
完 成 工 事 未 収 入 金	7,008,274	短 期 借 入 金	3,004,719
未 成 工 事 支 出 金	1,374,259	未 払 金	291,142
材 料 貯 蔵 品	205,274	未 払 法 人 税 等	186,044
短 期 貸 付 金	29,902	未 払 消 費 税 等	75,286
繰 延 税 金 資 産	198,897	未 成 工 事 受 入 金	93,357
未 収 入 金	249,199	預 り 金	48,915
そ の 他	49,237	賞 与 引 当 金	380,000
貸 倒 引 当 金	△20,200	役 員 賞 与 引 当 金	30,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,117,730</b>	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,500
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,826,655</b>	そ の 他	7,126
建 物	965,900	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,858,584</b>
構 築 物	56,180	長 期 借 入 金	187,179
機 械 装 置	17,417	退 職 給 付 引 当 金	2,392,958
車 両 運 搬 具	991	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	133,423
工 具 器 具 ・ 備 品	62,220	債 務 保 証 損 失 引 当 金	31,000
土 地	1,723,946	長 期 預 り 保 証 金	114,022
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>160,632</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,132,850</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	14,595	<b>(資 本 の 部)</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	110,768	<b>資 本 金</b>	<b>801,000</b>
電 話 加 入 権	33,977	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>560,106</b>
そ の 他	1,292	資 本 準 備 金	560,106
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,130,441</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,651,124</b>
投 資 有 価 証 券	2,820,289	利 益 準 備 金	200,250
子 会 社 株 式	229,323	任 意 積 立 金	2,497,852
長 期 貸 付 金	210,421	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	47,852
長 期 未 収 入 金	128,627	別 途 積 立 金	2,450,000
破 産 更 生 債 権 等	76,163	当 期 未 処 分 利 益	953,022
長 期 前 払 費 用	7,680	<b>株 式 等 評 価 差 額 金</b>	<b>660,512</b>
繰 延 税 金 資 産	761,839	<b>自 己 株 式</b>	<b>△152,947</b>
そ の 他	100,896	<b>資 本 合 計</b>	<b>5,519,796</b>
貸 倒 引 当 金	△204,800	<b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>	<b>16,652,646</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,652,646</b>		

## 損 益 計 算 書

〔平成17年 4月 1日から〕  
〔平成18年 3月 31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	完 成 工 事 高		26,259,172
	完 成 工 事 原 価		23,490,678
	完 成 工 事 総 利 益		2,768,494
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,641,342
	営 業 利 益		1,127,151
損 益 の 部	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息 配 当 金	55,671	
	そ の 他 営 業 外 収 益	189,346	245,018
	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	20,913	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	46,163	
	そ の 他 営 業 外 費 用	17,810	84,886
	経 常 利 益		1,287,283
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	前 期 損 益 修 正 益	25,384	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	56,253	81,637
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	1,124	
	減 損 損 失	62,076	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,749	75,951
	税 引 前 当 期 純 利 益		1,292,969
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	395,000	
	法 人 税 等 調 整 額	176,521	571,521
	当 期 純 利 益		721,448
	前 期 繰 越 利 益		231,574
	当 期 未 処 分 利 益		953,022

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有 価 証 券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② た な 卸 資 産

未成工事支出金

個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品

移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有 形 固 定 資 産

定率法

#### ② 無 形 固 定 資 産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に定める引当金であります。

#### ④ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

#### ⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の

平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に定める引当金であります。子会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に定める引当金であります。

⑦ 債務保証損失引当金

(4) 完成工事高の計上基準 工事完成基準

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方法を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は62,076千円減少しております。なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記事項

(1) 子会社に対する債権債務

短期金銭債権	60,245千円
長期金銭債権	111,030千円
短期金銭債務	431,961千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,083,497千円

(3) リース契約により使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工所用仮設建物、工用車両及び複写機等事務用機器の一部についてリース契約により使用しております。

(4) 担保に供している資産	投資有価証券	112,350千円
	建物	327,182千円
	土地	289,750千円

(5) 保証債務	299,090千円
----------	-----------

(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額660,512千円は商法第290条第1項第4号の規定により配当に充当することが制限されるものであります。

(7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 損益計算書に関する注記事項

##### (1) 子会社との間の取引

###### ① 営業取引

完成工事高	48,995千円
仕入高	860,965千円
外注費	1,355,071千円
業務委託費	102,000千円

###### ② 営業取引以外の取引

34,404千円

(2) 前期損益修正益は、海外における過年度の還付法人税に係るものであります。

(3) 1株当たり当期純利益 58円22銭

(4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 5. 税効果会計に関する注記事項

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

###### 繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	966,755
賞与引当金損金算入限度超過額	153,520
貸倒引当金損金算入限度超過額	84,910
投資有価証券評価損	69,858
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	53,902
その他	172,173

繰延税金資産小計 1,501,120

評価性引当額 △ 62,299

繰延税金資産合計 1,438,821

###### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △ 30,354

株式等評価差額金 △ 447,729

繰延税金負債合計 △ 478,083

繰延税金資産の純額 960,737

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：％)
法定実効税率	40.4
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.0
住民税均等割	1.9
評価性引当額の増加	3.5
修正申告分	△ 2.9
その他	<u>0.3</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.2</u>

## 6. 退職給付に関する注記事項

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度をもうけております。また、従業員の退職等に際して、選択定年制による割増退職金及び早期退職募集による特別退職金を支払う場合があります。

### (2) 退職給付債務に関する事項

	(単位：千円)
退職給付債務	△ 4,998,368
年金資産	<u>2,390,588</u>
未積立退職給付債務	△ 2,607,780
未認識数理計算上差異	478,082
未認識過去勤務債務額	<u>△ 263,261</u>
退職給付引当金	<u>△ 2,392,958</u>

### (3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	205,723
利息費用	120,759
期待運用収益	△ 44,338
数理計算上の差異の費用処理額	100,045
過去勤務債務の費用処理額	<u>△ 32,907</u>
退職給付費用	<u>349,281</u>

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
期待運用収益率	2.5%



## 利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
I 当 期 未 処 分 利 益	953,022,712
II 任 意 積 立 金 取 崩 額	
固定資産圧縮積立金取崩額	5,323,124
合 計	958,345,836
III 利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金	99,123,752
(普通配当1株につき 6円)	
(特別配当1株につき 2円)	
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	600,000,000
IV 次 期 繰 越 利 益	259,222,084

(注) 利益配当金は自己株式709,531株を除いて計算しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

西日本システム建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 伯川 志郎 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、西日本システム建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。  
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針並びに監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

西日本システム建設株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 義郎 ㊟

常勤監査役 服部 欣一郎 ㊟

- (注) 1. 常勤監査役長谷川義郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 監査役坂田光徳は、病気のため平成18年5月19日の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名捺印をいたしておりません。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,194,414</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,398,451</b>
現金預金	828,659	支払手形・工事未払金等	4,736,592
受取手形・完成工事未収入金等	8,008,095	短期借入金	3,361,557
未成工事支出金	1,473,442	未払法人税等	244,844
その他たな卸資産	359,847	未成工事受入金	95,485
繰延税金資産	255,484	賞与引当金	444,703
その他	300,269	役員賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△31,383	完成工事補償引当金	2,500
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,422,270</b>	その他	482,767
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,283,199</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,089,364</b>
建物・構築物	1,112,093	長期借入金	190,837
機械・運搬具・工具器具備品	275,374	退職給付引当金	2,599,513
土地	1,895,730	役員退職慰労引当金	144,348
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>170,844</b>	連結調整勘定	40,642
投資その他の資産	4,968,226	その他	114,022
投資有価証券	3,869,174	<b>負 債 合 計</b>	<b>12,487,815</b>
長期貸付金	102,418	<b>(資 本 の 部)</b>	
繰延税金資産	830,400	<b>資 本 金</b>	<b>801,000</b>
その他	430,834	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>560,106</b>
貸倒引当金	△264,600	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,228,559</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,616,685</b>	<b>株 式 等 評 価 差 額 金</b>	<b>693,309</b>
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△154,105</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>7,128,870</b>
		<b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>	<b>19,616,685</b>

## 連結損益計算書

〔平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		30,311,558
	売 上 高		
	営 業 費 用		26,816,592
	売 上 原 価		2,156,233
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,338,732
損 益 の 部	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,426	
	連 結 調 整 勘 定 償 却 額	2,390	
	持 分 法 に よ る 投 資 利 益	70,682	
	そ の 他 営 業 外 収 益	206,071	318,571
	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	25,764	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	60,710	
そ の 他 営 業 外 費 用	21,290	107,766	
	経 常 利 益		1,549,537
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	前 期 損 益 修 正 益	25,384	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	32,052	57,436
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	12,245	
	減 損 損 失	62,076	
	関 係 会 社 清 算 損	19,033	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,901	106,257	
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,500,716
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	495,344	
	法 人 税 等 調 整 額	53,614	548,958
	当 期 純 利 益		951,757

## 1. 連結の範囲等に関する事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数

5社

西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)、(株)ニュースエンジニアリング

非連結子法人等の数

1社

非連結子法人等は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を与えないため連結の範囲から除いております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数

3社

九州通信産業(株)、九州電機工業(株)、九州電話運輸(株)

以上関連会社に対する投資についてはすべて持分法を適用しております。

なお、(株)星州建設は会社清算のため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結子法人等の数

1社

非連結子法人等は上記と同様の理由により、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日はすべて3月31日であります。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価のないもの

#### ② たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

商 品

最終仕入原価法

材 料 貯 蔵 品

移動平均法による原価法

（連結子法人等は最終仕入原価法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

無形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

親会社の役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

連結子法人等の会計基準変更時差異は、主として10年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (6) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) 連結調整勘定の償却に関する事項  
20年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。
- (8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分又は損失処理に基づいて作成しております。
- (9) 完成工事高の計上基準  
工事完成基準
- (10) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

### 3. 会計方針の変更

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は62,076千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,452,302千円
(2) 担保に供している資産	投資有価証券	112,350千円
	建物	327,182千円
	土地	289,750千円

### 5. 連結損益計算書に関する注記事項

- (1) 前期損益修正益は、海外における過年度の還付法人税に係るものであります。
- (2) 1株当たり当期純利益 76円32銭



## 6. 税効果会計に関する注記事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,047,085
賞与引当金損金算入限度超過額	179,665
貸倒引当金損金算入限度超過額	99,486
投資有価証券評価損	62,364
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	58,316
未払事業税否認	19,508
その他	194,059
繰延税金資産小計	1,660,486
評価性引当額	△ 76,405
繰延税金資産合計	1,584,081
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 30,354
その他有価証券評価差額金	△ 466,568
その他	△ 1,275
繰延税金負債合計	△ 498,197
繰延税金資産の純額	1,085,883

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	40.4
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.9
住民税均等割	1.8
評価性引当額の増減	1.1
関係会社清算に伴う税効果未認識差異	△ 4.2
修正申告分	△ 1.0
関係会社持分法損益	△ 1.9
その他	△ 0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6

## 7. 退職給付に関する注記事項

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子法人等の一部は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、選定定年制による割増退職金及び早期退職募集による特別退職金を支払う場合があります。

当連結会計年度末現在、当社及び連結子法人等全体で退職一時金制度については4社が有しており、適格退職年金は2年金を有しております。

### (2) 退職給付債務に関する事項

	(単位：千円)
退職給付債務	△ 5,412,281
年金資産	<u>2,526,229</u>
未積立退職給付債務	△ 2,886,051
会計基準変更時差異の未処理額	71,716
未認識数理計算上の差異	478,082
未認識過去勤務債務	<u>△ 263,261</u>
退職給付引当金	<u>△ 2,599,513</u>

### (3) 退職給付費用に関する事項

	(単位：千円)
勤務費用	242,030
利息費用	120,759
期待運用収益	△ 44,338
会計基準変更時差異の費用処理額	21,935
数理計算上の差異の費用処理額	100,045
過去勤務債務の費用処理額	<u>△ 32,907</u>
退職給付費用	<u>407,524</u>

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
期待運用収益率	2.5%

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

西日本システム建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伯川 志郎 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、西日本システム建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い西日本システム建設株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及びその子会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第53期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針並びに監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

西日本システム建設株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 義郎 ⑩

常勤監査役 服部 欣一郎 ⑩

(注) 1. 常勤監査役長谷川義郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 監査役坂田光徳は、病気のため平成18年5月19日の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名捺印をいたしておりません。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類および 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

西日本システム建設株式会社  
代表取締役社長 赤 星 敦

## 2. 総株主の議決権の数

12,295個

## 3. 議案に関する参考事項

### 第1号議案 第53期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記「添付書類」（17頁）に記載のとおりであります。

利益配当金につきましては、当期の業績と今後の事業展開を勘案いたしまして、普通配当として1株につき6円、特別配当として1株につき2円を加え合計8円とさせていただきますと存じます。

なお、第53期の営業の概況、貸借対照表および損益計算書につきましては、添付資料（2頁から16頁まで）に記載のとおりであります。

### 第2号議案 第53期役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来利益処分における役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役9名に対し総額26,500,000円、当期末時の監査役3名に対し総額3,500,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備法等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第15条）。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第25条）。
- (3) 補欠監査役の選任決議の効力を4年に伸長するための規定を新設するものであります（変更案第32条）。
- (4) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第39条）。
- (5) その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線がついた部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は西日本システム建設株式会社と称す。 英文ではNishinippon System Installations and Construction Co.,Ltd.と表示する。	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、国内および国外において次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. 電子、電気通信関係施設工事の測量、設計および施工	
2. 電灯、電力関係施設工事の測量、設計および施工	
3. 土木、建築、水道衛生、消防および冷暖房関係施設工事の測量、設計および施工	

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 鋼構造物工事の測量、設計および施工</p> <p>5. 電気通信および電気関係の機器ならびに部分品の製作、修理、販売、リース</p> <p>6. 情報処理に関する業務およびこれに関連する機材、機器類の販売、賃貸、修理加工、リース</p> <p>7. 不動産売買、賃貸借およびこの仲介</p> <p>8. 造園工事の設計および施工</p> <p>9. 塗装工事の施工および塗料の販売</p> <p>10. 前各項に関連する測量、設計、コンサルティングならびに機器の販売、賃貸、修理加工および輸出入業務</p> <p>11. 輸送業</p> <p>12. 特定労働者派遣事業</p> <p>13. 園芸用樹木、草木類および園芸用材料の生産および販売並びに賃貸</p> <p>14. 舗装工事業</p> <p>15. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を熊本市に置く。 (新 設)</p> <p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は4,840万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>一</u>単元<u>の</u>株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は</u>、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、諸届、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,840万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(株主名簿の設置場所)</u></p> <p>第10条 <u>当社の株主名簿実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する<u>ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>その法定代理人または当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。ただし、代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名押印して会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (定員)</p> <p>第17条 <u>当会社に取締役18名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 <u>取締役の選任は株主総会において行い、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p>	<p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 <u>当会社に取締役は18名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員により、または任期満了前に退任した取締役の補充として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長および取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、若干名を選任することができる。</u></p> <p>② <u>取締役社長は業務の執行を統轄する。</u></p> <p>③ <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役社長は会社を代表する。また、会社は必要により取締役会の決議を得て他の役付取締役のなから、会社を代表せしむることができる。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬ならびに退任取締役の退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第23条 <u>取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</u></p> <p>② <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役規則による。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、会日の5日前までに書面または電磁的方法で各取締役および各監査役に対し通知する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</p> <p>② <u>取締役会は取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 事 録)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事はその経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (職 務)</p> <p>第28条 <u>監査役は、取締役の職務の執行を監査する。</u></p> <p>(定 員)</p> <p>第29条 <u>当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>法令または、定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (削 除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議において選任する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>監査役および補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>④ <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>⑤ <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬ならびに退任監査役の退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第32条 <u>補欠の監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の権限</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会は法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認める事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>② <u>監査役会に関する事項については法令または定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>招集手続</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集は会日の5日前までに書面または電磁的方法で各監査役に対し通知を発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</u></p> <p>② <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(<u>決議の方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(<u>議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事はその経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名して会社に保存する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第38条 当社の営業年度は<u>1年</u>とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第39条 当社の利益金は株主総会の決議により処分する。</p> <p>② <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金が、支払の提供をした日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p>第41条 <u>当社の発行した転換社債に対し営業年度の途中において転換の請求があったとき、利益の配当については、その請求をなしたときの属する営業年度の初めにおいて転換があったものとみなす。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

取締役9名は本總會終結の時をもって全員任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式所有数
あか ほし あつし 赤 星 敦 (昭和21年12月10日生)	平成7年7月 日本電信電話株式会社 法人営業本部大阪営業部長 平成9年7月 同社 退職 平成9年8月 当社 入社 顧問 平成10年6月 同 取締役副社長マルチメディア事 業本部長 (兼) 業務管理本部長 平成12年6月 同 代表取締役社長 現在に至る	普通株式 40,000株
しば の やすし 柴 野 泰 (昭和21年2月17日生)	平成9年10月 日本電信電話株式会社 宮崎支店長 平成12年7月 西日本電信電話株式会社 退職 平成12年8月 当社 入社 N T T事業本部副本部 長 平成13年6月 同 取締役長崎支店長 (兼) 営業部 長 平成14年3月 同 取締役N T T事業本部副本部長 平成14年5月 同 取締役施工本部長 (兼) N T T 本部N T T営業部長 平成14年6月 同 常務取締役N T T本部長 (兼) N T T営業部長 (兼) 施工本部長 (兼) 安全品質管理本部長 現在に至る	普通株式 19,000株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式所有数
はぎ ま ただし 挟間 規 (昭和18年11月10日生)	平成6年7月 日本電信電話株式会社 飯塚支店長 平成9年3月 同社 退職 平成9年4月 当社 入社 NTT事業本部担当部長 平成9年6月 同 北九州支店長 平成11年6月 同 取締役北九州支店長 平成11年7月 同 取締役業務管理本部 経営企画部長(兼)営業開発部長 平成14年5月 同 取締役業務管理本部経営企画部長 平成15年6月 同 常務取締役経営管理本部長(兼)人事部長 現在に至る	普通株式 22,000株
おお た ふみ のり 太田 文則 (昭和21年9月12日生)	昭和44年3月 当社 入社 平成8年6月 同 取締役営業部長(兼)NTT商品部長 平成12年8月 同 取締役営業本部長(兼)NTT事業本部営業部長 平成14年5月 同 取締役営業本部長 現在に至る	普通株式 13,000株
まつ もと かず たか 松本 和孝 (昭和21年9月25日生)	昭和44年3月 当社 入社 平成11年6月 同 取締役総合エンジニアリング部線路部担当部長(兼)総合工事管理センタ所長 平成11年11月 同 取締役NTT事業本部通信線路部長 平成14年4月 同 取締役鹿児島支店長(兼)営業部長(兼)鹿児島営業所長 平成14年5月 同 取締役鹿児島支社長 平成17年7月 同 取締役熊本支社長 現在に至る	普通株式 11,000株

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式所有数
もり とう やす 森 豊 康 (昭和22年8月16日生)	昭和45年3月 当社 入社 平成4年4月 同 経営企画部担当課長 平成10年7月 同 業務管理本部経理部次長 平成11年4月 同 業務管理本部経理部長 平成14年6月 同 取締役業務管理本部経理部長 平成15年6月 同 取締役経営管理本部経理部長 現在に至る	普通株式 13,000株
いた い つぎ お 板 井 次 男 (昭和23年1月2日生)	平成12年8月 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 平成14年4月 同社 退職 平成14年5月 当社 入社 熊本支社長 平成15年6月 同 取締役熊本支社長 平成17年6月 同 取締役福岡支社長 現在に至る	普通株式 10,000株
あら い あつ み 荒 井 篤 實 (昭和22年9月30日生)	昭和47年3月 当社入社 平成10年6月 同 長崎支店副支店長 平成12年6月 同 宮崎支店長 平成14年5月 同 営業本部副本部長 (兼) ビジネス営業部長 (兼) iサポート事業部長 平成16年6月 同 施工本部アクセス部長 (兼) 技術開発部長 (兼) 営業本部ビジネス営業部長 平成16年7月 同 施工本部アクセス部長 (兼) 技術開発部長 平成17年6月 同 取締役鹿児島支社長 現在に至る	普通株式 10,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第5号議案 監査役3名選任の件

常勤監査役長谷川義郎氏、服部欣一郎氏、監査役坂田光徳氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式 所有数
しも かわ くに しげ 下河國重 (昭和19年8月12日生)	平成9年3月 西日本電信電話株式会社佐世保支店長 平成11年3月 同社 退職 平成11年4月 当社入社 NTT事業部担当部長 平成11年6月 同 長崎支店長 平成12年10月 同 ITビジネス事業本部長 平成15年5月 同 安全品質管理部長 現在に至る	普通株式 2,000株
こう やま いく お 香山郁夫 (昭和22年11月23日生)	昭和45年4月 株式会社肥後銀行入行 平成2年8月 同 資金証券部グループ調査役 平成10年6月 同 資金証券部長代理 平成14年6月 同 資金証券部次長 平成16年2月 同 市場金融部長(兼)証券国際室長 平成17年6月 同 市場金融部付理事 現在に至る	0株
ふく だ しげる 福田 稠 (昭和21年5月10日生)	昭和56年4月 福田病院院長 昭和60年1月 医療法人社団愛育会理事長(現) 平成8年8月 医療法人社団孔子会理事長(現) 平成13年6月 熊本電鉄株式会社取締役 平成13年11月 社会福祉法人慈愛園副理事長(現) 平成16年6月 熊本市医師会会長(現) 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 香山郁夫氏、福田 稠氏は社外監査役候補者であります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	当 社 株 式 数 所 有 数
は せ が わ よ し ろ う 長 谷 川 義 郎 (昭16年8月26日生)	平成10年6月 肥後銀行退職 平成10年6月 当社常勤監査役 現在に至る	普通株式 13,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 長谷川義郎氏は社外監査役の補欠者として選任するものであります。

## 第7号議案 退任取締役ならびに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします田中征夫氏ならびに監査役を辞任いたします長谷川義郎氏、服部欣一郎氏および坂田光徳氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

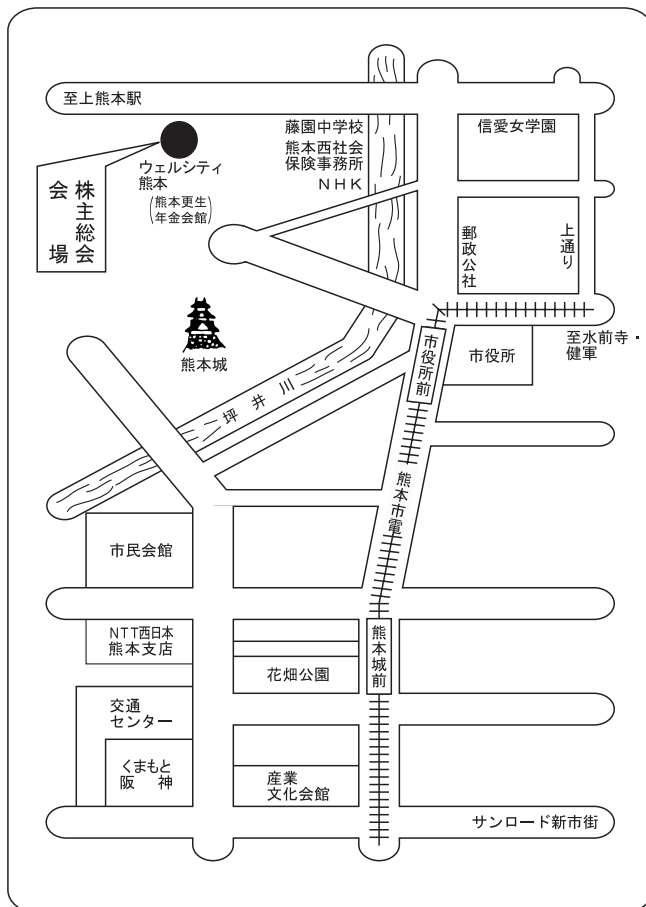
退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
(退任取締役) 田 中 征 夫	平成10年6月 当社 取締役 現在に至る
(退任監査役) 長 谷 川 義 郎	平成10年6月 当社 常勤監査役 現在に至る
(退任監査役) 服 部 欣 一 郎	平成15年6月 当社 常勤監査役 現在に至る
(退任監査役) 坂 田 光 徳	平成12年6月 当社 監査役 現在に至る

以 上

# 株主総会会場ご案内図

1. 会場：ウェルシティ熊本（熊本厚生年金会館）  
3階会議室
2. 所在地：熊本市千葉城町4番25号
3. 電話：(096) 355-3295



- 市電——熊本市役所下車約15分
- バス——花園柿原線、上熊本線 厚生年金会館前下車
- タクシー——熊本駅から約15分